

東大和八小ライダース規約

第1（目的）

東大和八小ライダース（以下「八小ライダース」という。）は、少年野球を通じて青少年の健全育成を目的とする。特に礼儀、チームワークに重点を置き活動する。

第2（運営）

- (1) 八小ライダースの運営は、父母等の組織による「運営委員会」が行う。
- (2) 運営に当たっては、自主運営組織であることを十分理解し、父母等が出来る範囲で協力に努める。

第3（組織）

八小ライダースの運営委員会は、代表、監督、コーチ、運営委員会の委員と部員をもって組織する。

第4（役員）

- (1) 代表は、八小ライダースの運営委員会の運営・事務を総理し、円滑な運営に努める。
- (2) 監督は、八小ライダースの練習や試合を指揮し、部員の育成指導にあたる。
- (3) コーチは、監督を補佐し、部員の育成指導にあたる。
- (4) 連盟理事は、東大和少年野球連盟（以下「連盟」という。）の理事として、その責務にあたる。
- (5) 連盟審判員は、連盟の審判員として、その責務にあたる。
- (6) 運営委員は、代表を補佐し、練習場所の確保を行うほか、運営に必要な事項の取りまとめ等、八小ライダースの練習が円滑に進むよう努める。
- (7) 会計は、部員からの会費を収納管理するとともに、適正な支出に努め、年度末に会計報告する。
- (8) 会計監査は、会計報告の内容を確認し、適正な収入支出が行われているかどうかを監査する。
- (9) 部員は、役員の指示に従うとともに、礼儀を重んじ、野球技術・体力の向上に努める。

第5（任期）

役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第 6（総会）

運営委員会は、毎年総会を開き、役員の選出及び会計報告等を行う。

第 7（保険）

八小ライダースの部員、代表、監督、コーチは傷害保険に加入する。運営にあたっては「安全第一」で行うが、万一、活動中に事故や怪我をした場合、例え指導者の不注意で事故が起きた場合でも、傷害保険の範囲内とする。その範囲を超えた場合は、各自の責任とする。

第 7 の 2（体験希望者の保険）

入部検討に伴うライダース活動の体験希望者は、部員等と同様に傷害保険に加入するものとし、その費用はライダースの部費から支出する。

第 8（会費）

月額 1,500 円とする。ただし、1 世帯に 2 人以上の部員が所属する場合、2 人目以降を月額 1,000 円とする。会費については、入部が許可された日の属する月から開始し、退部が許可された日の属する月まで支払うものとする。

また、入会金は 1,000 円とする。ただし、運営上必要があれば、臨時徴収する。

第 9（入部）

入部希望者については、安全管理面等を検討のうえ、監督が判断する。

第 10（退部）

- (1) 自主的に退部する者は、退部届を提出する。
- (2) 部員は次の行為をした場合、退部させることもある。
 - ① 役員の指示に従わない場合。
 - ② チームの和を著しく乱した場合。
 - ③ 他の部員をいじめる行為が明らかになった場合。
 - ④ 試合や練習を度々無断で休んだ場合。
 - ⑤ その他、役員が退部するに価すると思われる行為があった場合。

第 11（規約の改正）

規約の改正をする場合は、総会において部員を除く運営委員の 2 分の 1 以上の賛成が必要である。

第 1 2 (その他)

この規約に定めのない事項については、総会で定める。

第 1 3 (安全管理)

事故を未然に防止するため、部員及びその父母は、次の事項を遵守する。

- ① 部員が練習場や試合会場へ移動する際は、必ず八小ライダース指定のヘルメットを着用する。
- ② 1 年生、2 年生部員が練習場や試合会場へ移動する場合及び活動中は保護者が部員の監視を行う。監視が困難な場合は、原則、活動に参加することが出来ない。ただし、やむを得ない事情などにより監視が出来ない場合は、代表に判断を仰ぎ、その指示に従う。

附則

第 1 この規約は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 会費については、月額 1, 0 0 0 円であるが、年度当初に、東大和市軟式少年野球連盟会費やボール代購入等の一時的な支出が伴うため、平成 1 2 年 4 月から 6 月の 3 カ月間は月額 2, 0 0 0 円とする。

第 3 この規約は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

第 4 部員の管理条項、第 1 3 (安全管理) を追加する。

この規約は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

第 5 第 7 の 2 を追加する。この規約は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。